政令第二十八号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）の一部の施行に伴い、並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第三条第三号及び第四十八条の四第二号（同法附則第二十七条第二項において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第三号、同法附則第四条第三項において準用する同法第三十四条、同法附則第五条第三項において準用する同法第三十六条第二項並びに同法附則第十一条第三項第三号及び第十四条第二号、精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第三条第三号、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第三条第三号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成九年法律第百二十三号）」の下に「、精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）」を、「平成十七年法律第百二十三号）」の下に「、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）」を、「平成二十二年法律第十九号）」の下に「、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）」を加え、「平成二十七年法律第六十八号）及び」を「平成二十七年法律第六十八号）、」に改め、「平成二十八年法律第百十号）」の下に「及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）」を加える。

第十一条第五項中「附則第二条第一項各号」を「法附則第九条第一項各号」に改める。

第十四条の二中「、介護保険法」の下に「、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の下に「、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を、「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」の下に「、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を加え、「及び臨床研究法」を「、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に改める。

附則第二条中「附則第九条第一項各号」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（法附則第三条第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定）

第二条の二　法附則第三条第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定は、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

（変更登録等の手数料）

第二条の三　法附則第四条第三項において準用する法第三十四条の手数料の額は、千二百円とする。

（登録手数料）

第二条の四　法附則第五条第三項において準用する法第三十六条第二項の手数料の額は、三千三百二十円とする。

附則第三条の見出し中「附則第四条第三項第三号及び第七条第二号」を「附則第十一条第三項第三号及び第十四条第二号」に改め、同条中「附則第四条第三項第三号及び第七条第二号」を「附則第十一条第三項第三号及び第十四条第二号」に改め、「介護保険法」の下に「、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の下に「、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を、「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」の下に「、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を加え、「及び臨床研究法」を「、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に改める。

附則第四条第一項中「附則第四条第四項」を「附則第十一条第四項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「附則第四条第四項」を「附則第十一条第四項」に改める。

附則第五条中「附則第五条第一項」を「附則第十二条第一項」に改め、同条第一号中「附則第四条第二項」を「附則第十一条第二項」に改め、同条第二号中「附則第四条第三項」を「附則第十一条第三項」に改める。

附則第六条中「附則第九条第一項」を「附則第十六条第一項」に改める。

附則第七条中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

（精神保健福祉士法施行令の一部改正）

第二条　精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「規定は」の下に「、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）」を、「昭和二十三年法律第二百三号）」の下に「、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を、「昭和二十六年法律第四十五号）」の下に「、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）」を、「昭和三十九年法律第百三十四号）」の下に「、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を、「昭和六十二年法律第三十号）」の下に「、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）」を加え、「平成二十七年法律第六十八号）及び」を「平成二十七年法律第六十八号）、」に改め、「平成二十八年法律第百十号）」の下に「及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）」を加える。

（公認心理師法施行令の一部改正）

第三条　公認心理師法施行令（平成二十九年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十三号を第二十七号とし、第二十二号を第二十六号とし、第二十一号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の規定